

会議録

1 請求人の陳述

本件監査請求で確認いただきたいのは、弁護士を利用することの是非ではない。特定の市民に対し、不当要求行為認定を行い、警告書の発送及びその後の対応を外部弁護士に委任し、公金を支出したことについて、その必要性、相当性及び支出決定の検討過程が客観的資料によって確認できるかという点である。

2 監査委員から請求人への質疑

問1 弁護士に依頼することがなぜ違法・不当とお考えか。

答 弁護士に依頼することになったのは、市職員が質問に答えてくれなかったというところから出発しており、原因を作ったのは浜田市である。何物なければ、不当要求も弁護士も必要なかった。その原因を作ったのは浜田市であるため、本来払わなくていい支出だったと考えている。

問2 弁護士への委任行為に対して、すでに支出された公金の返還を求める理由を伺う。

答 契約すべきではないにしても、行った仕事はゼロではないかもしれないため、全額又は一部の返還を求めなければならないと思う。弁護士は委員会に2回とも出席していたにもかかわらず、第一次証拠について確認をしようとしなかった。本来、弁護士は、市の仕事に穴があればその穴を埋める仕事をしなければならないのに、市民による要求の内容を確認しないままやっている。

問3 今回の請求は、地方自治法第242条に規定する6項目のうち、どれに当てはまるのか。

答 (1)公金の支出、(2)財産の取得・管理・処分、(3)契約の締結・履行。